検 討 委 員 会 か ら の お 知 ら せ

・WZ 摘出手術と歯根端切除手術を同時に行う場合には、従たる手術を所定点数の 50/100 で算定してください。病名は「Per－WZ」となります。

・WZ 摘出手術と抜歯を同時に行う場合には、抜歯の算定は不可です。摘要欄に抜歯部位の記載が必要です。

・今月より再発行した保険証や転入により発行された保険証に枝番（同一世帯内で振り分けられる個人に対する番号）が付記されたものが散見されるかと思いますが、現在はレセコンへの入力が必須ではありません。
【保険証右上隅】記号 ○○○　　番号 ※※※※※※※　　枝番 □□

社保相談窓口

Q　歯科が併設された病院から周術期口腔機能管理の依頼を受けました。その文面を読むと、手術予定の患者の管理計画作成と入院前後の管理は診療所（自院）で、入院中の管理のみ病院で行うとの事でした。入院までの日数もなく、どのように算定を行えばよいでしょうか？

A　手術前は診療所側で周術期等口腔機能管理計画策定料 300 点と周術期等口腔機能管理料(Ⅰ)（術前）280 点を算定することができ、両者は同日算定も可能です。今回の場合、病院側では周術期等口腔機能管理料（Ⅱ）を算定すると考えられますので、診療所側で作成した管理計画書を必ず病院へ送付するようにして下さい。退院後は手術月から３月以内であれば周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）（術後）190 点を３回まで算定することができます。
もちろん、併せてＳＣやＳＲＰ、う蝕処置等も必要に応じて算定可能ですが、周術期等口腔機能管理料と歯管の同月算定は不可となります。

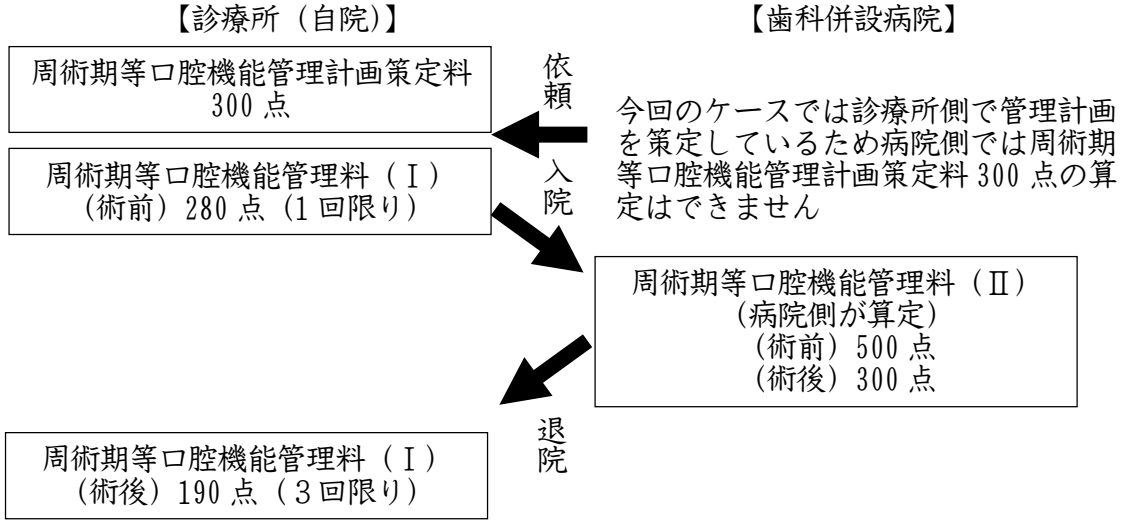

なお、周術期等口腔機能管理計画策定料の算定にあたっては依頼元保険医療機関名を、周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）の算定にあたっては手術等の実施日または予定日を摘要欄へ記載してください。

～電子レセプトにおける記載事項等の記載方法について～

令和２年10月診療分以降、電子レセプトによる請求を行う場合、「診療報酬請求書等の記載要領等について」の別表Ⅰにおいてコードが記載されている項目（診療行為等）については、該当するコードを選択の上、請求することと定められております。このため、該当するコードが選択されていない場合、記載要領通知に係る不備により、**原則『返戻』となります。**

10月診療分以降の請求は、記載事項のある項目（診療行為等）について、該当するコードを選択の上、レセプト提出いただくよう、ご協力よろしくお願いいたします。

記載要領通知　令和２年３月27日付　厚生労働省通知保医発0327第１号

別表Ⅰ　診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（歯科）【一部抜粋】

ここです

項番	区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言
71	Ⅰ(通則)	乳幼児加算	(当月中に6歳を迎え、加算した点数と加算しない点数が混在する場合) 記載欄に加算した点数及び回数を記載し、処置・手術の「その他」欄に加算しない点数及び回数を名称を付して記載して差し支えない。	診療行為コード	(診療行為名を表示。)
72	I000-2	咬合調整	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添2第2章第8部I000-2咬合調整の(1)のイからホまでのいずれに該当するか又は矯正治療によるものかを記載すること。また、その他の理由による場合は、その理由を具体的に記載すること。	820100323	イ 歯周炎に対する歯の削合
				820100324	ロ 歯ぎしりに対する歯の削合
				820100325	ハ 過重圧を受ける歯の切縁、咬頭の過高部等の削合
				820100326	ニ レスト製作のための削合
				820100327	ホ 咬合性外傷等を起こしている場合の歯冠形態修正
				820100771	ヘ 矯正治療によるもの
				830100375	咬合調整その他理由:******
73	I000-3	残根削合	処置・手術の「その他」欄に残根削合と記載すること。	820100328	残根削合

必ず、レセコン会社にご確認ください